大阪府警察被疑者輸送費支出要綱の制定について

昭和39年４月14日例規大警会第715号

従来警察において被疑者の身柄を拘束し移送する場合の輸送費の支出について「被疑者護送費の支出並びに請求について」（昭和29年10月11日大警会第725号）によつて取り扱つてきたが、実情に即しない面もあり、このたび新しく別記のとおり「大阪府警察被疑者輸送費の支出要綱」を制定し、昭和39年４月１日からこれによることとしたので、次の点に留意し、事務処理上遺憾のないようされたい。

なお、「被疑者輸送費の支出並びに請求について」（昭和29年10月11日大警会第725号）は、廃止する。

１　警察の必要で移送するものであるから、経費の負担は、警察で負担すべきことを明らかにした。

２　実費額とは、実際に輸送機関又は業者に支払つた額をいうものである。

３　給食に要した価格（１食当りの単価）は、留置施設における給食費との関係も考慮する必要があるが、この場合にあつては、普通の駅売り弁当程度の価格であつてもやむをえないものである。

別記

大阪府警察被疑者輸送費支出要綱

第１　この要綱の趣旨

この要綱は、大阪府警察（以下「警察」という。）において拘束した被疑者（以下「被疑者」という。）の身柄を移送する場合に大阪府の経費で支弁する輸送費の支出について必要な事項を定めるものとする。

第２　経費の負担

被疑者移送に要する経費は、警察の負担とする。

第３　輸送費

１　鉄道、船舶等を利用し移送する場合で、運賃（急行料金等を含む。）の等級が２等級以上に区分されているときは、最下級の運賃とする。ただし、公務上の必要その他やむをえない事情により最下級の運賃で実費を支弁することができないときは、その実費額とする。

２　移送中の被疑者に対し給食したときは、給食に要した費用を加算するものとする。

第４　支給手続

１　輸送費は、被疑者輸送費明細書（別記様式）を作成し、所属長が内容を確認の上、口座振替の方法により護送警察官に支給するものとする。ただし、口座振替の方法により支給することができないときは、大阪府財務規則（昭和55年府規則第48号）第42条に規定する資金前渡職員に交付する前渡資金をもって護送警察官に支給するものとする。

２　被疑者輸送費明細書の作成及び口座振替の方法による輸送費の支給手続は、旅費計算管理業務実施要領（平成31年２月８日例規（会）第７号）に定めるところにより行うものとする。

３　所属長は、輸送費の支給に当たって、旅費計算管理業務実施要領第２の(１)に規定する旅費計算管理業務を利用することができない場合は、適宜の方法により作成した被疑者輸送費明細書を添えて総務部会計課長に輸送費の支給又は資金交付を依頼するものとする。

４　前記３により依頼した場合の輸送費の支給方法については、大阪府警察職員の旅費に関する要綱（昭和41年８月２日例規（会）第77号）第８の(２)又は(３)の規定を準用する。この場合において、「旅費」とあるのは「輸送費」と、「旅行者」とあるのは「護送警察官」と読み替えるものとする。

第５　支出科目

この要綱での輸送費の支出科目は、（節）旅費とする。